

公益社団法人 中部日本書道会員章交付内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、正会員及び準会員（以下「会員」という。）に対し、会員章を交付するため必要な事項を定める。

(会員章)

第2条 会員章は門章及び衿章とする。

(1) 門章は様式1のとおりとする

(2) 衿章は様式2のとおりとする

(会員章の交付等)

第3条 会員章は、門章及び衿章とも会員に交付する。ただし、門章は有償とし、衿章は無償とする。

(会員章の佩用等)

第4条 会員は、その身分を明らかにし、会員として品位を保持するために、常に門章は玄関等に衿章は衣服の左衿部又は左胸部の見易い位置に付けなければならない。

(会員章の再交付)

第5条 会員は、会員章をき損し、又は亡失したときは、会員章再交付願を様式3により提出し、再交付を受けなければならない。

(会員章の返納)

第6条 会員が会員でなくなったときは、すみやかに会員章を理事長に返納しなければならない。

(台帳の整理)

第7条 会員章の交付については、会員章交付台帳を様式4により揃え、これを整備し保管しなければならない。

(その他)

第8条 この内規の施行について、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この内規は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年11月1日から施行する。

様式 1

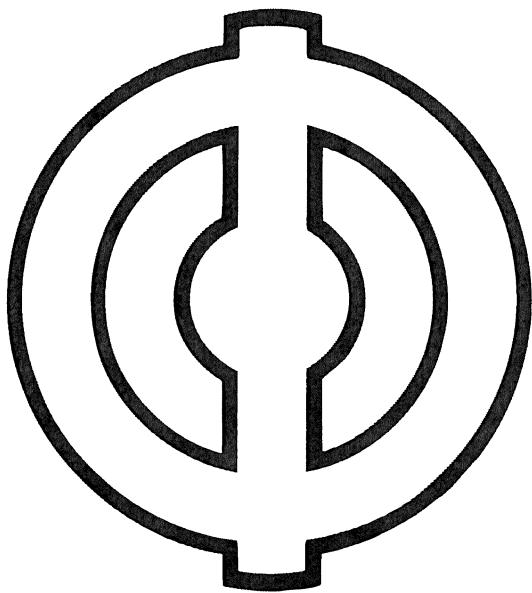
会 員 章 (門 章)



タ テ 24.5cm
ヨ コ 5.5cm
書 体 宋朝体
文 字 金 色

様式 2

会 員 章 (衿 章)



←———— 6 mm —————→

(備 考)

直径 6 ミリメートル、地色は黒色つや消し。

図案は金色とする。

様式 3 は省略。